

グリーン調達ガイドライン

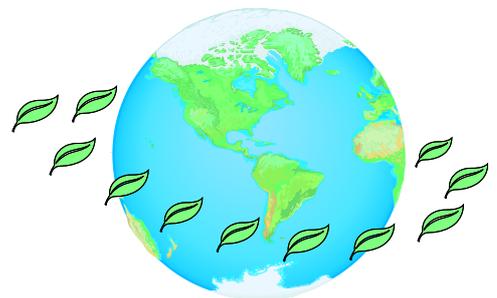
(お取引先様向け)

2008年01月 第4版

NECディスプレイソリューションズ株式会社

目次

1．はじめに	．．．．． 3
2．適用範囲	．．．．． 4
3．お取引先様に対して要求する必須条件	．．．．． 4
4．製品へ要求する必須条件	．．．．． 4
5．グリーン調達品の定義	．．．．． 5
6．お取引先様の評価内容	．．．．． 5
7．製品の評価内容	．．．．． 7
8．グリーン調達の運用について	．．．．． 9



1.はじめに

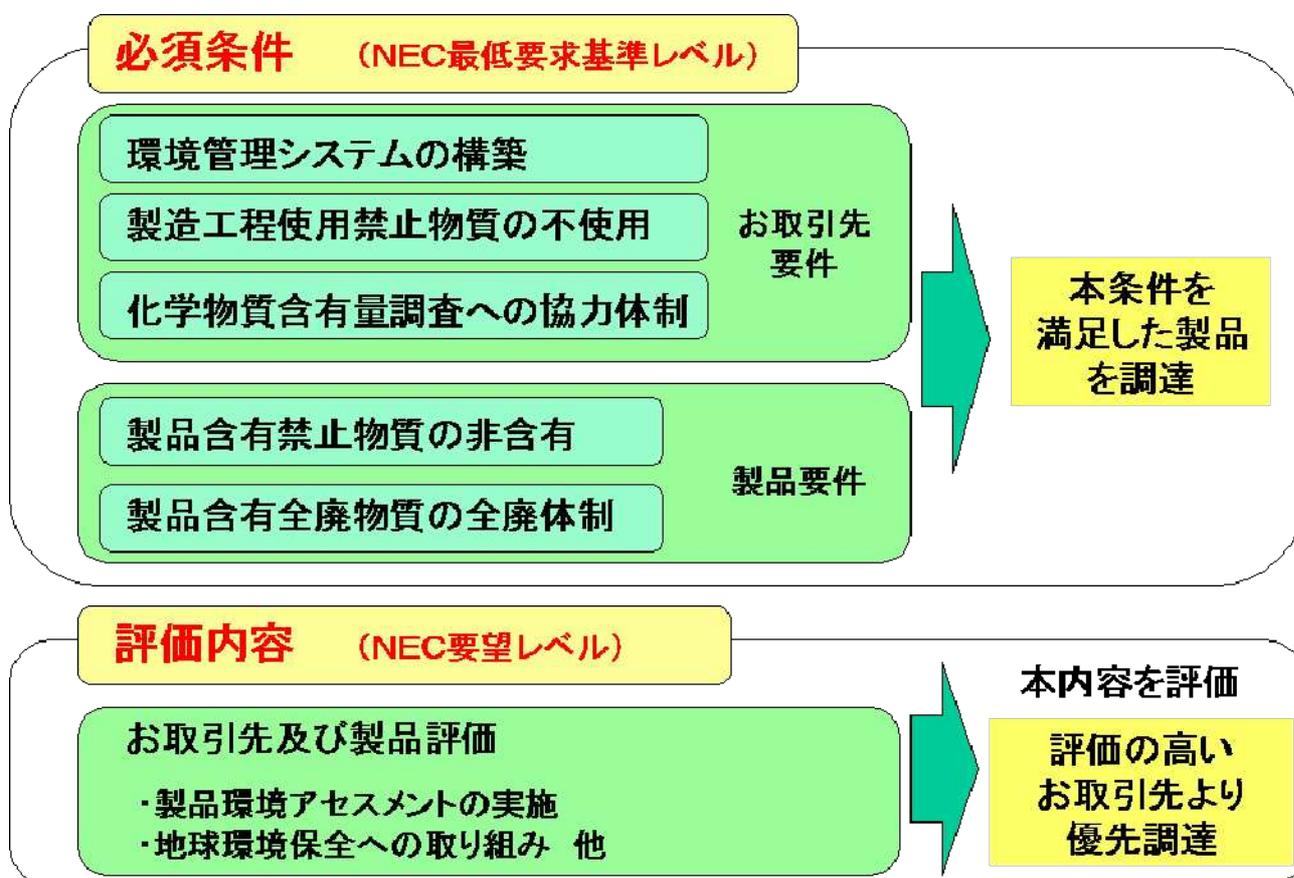
近年"循環型経済社会"の構築に向け、環境保全に対する企業の役割はますます重要になって参りました。弊社も、環境への対応を経営の最高課題の一つとして位置付け、事業を遂行しております。現在、環境保全活動の最重点課題の一つとして、"環境負荷を低減した製品の提供"を推進しておりますが、この実現には、製品を構成する部品や材料などの環境負荷が低減されていることが不可欠であります。また、製品を製造・販売している企業の環境保全に対する経営姿勢もグリーン調達実現の重要な要素となります。NECディスプレイソリューションズ(以下、NECDSという)では、環境保全に積極的な企業から、環境に配慮した製品を優先的に調達していきます。

本ガイドラインは、グリーン調達に関して、最低限遵守していただきたい「必須条件」と配慮していただきたい「評価内容」を示しています。「必須条件」を満足していただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。「評価内容」につきましては、ご評価をさせていただきます、環境格付け評価の高いお取引先様からの調達を優先させていただきます。

なお、製品の要求仕様等により、本ガイドラインと異なる基準が必要な場合は、NECDSが別途定める購入仕様書等で示します。

また、グリーン調達の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

グリーン調達に関する概要基準



2 . 適用範囲

本ガイドラインは、NECDSが調達する全ての製品を対象とします。

ここでいう全ての製品を、下記に示します。

ユニット、部品、部材、包装材、薬品、ガス、ソフト、サービス、OEM製品 等

3 . お取引先様に対して要求する必須条件

NECDSでは、調達する製品そのものの環境負荷の低減を考慮すると共に、製品を製造・販売している企業が、環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを製品購入にあたっての重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の内容を満足したお取引先様から、製品を調達させていただきます。

環境管理システムの構築

製品を開発、製造、販売している工場、オフィス等において環境管理システムを構築していること。(詳細内容は第6項の(1))

製造工程における使用禁止物質の不使用(ソフト・サービス会社は対象外)

NECDSが指定する使用禁止物質を製造工程内で使用していないこと。

(詳細内容は第6項の(2))

化学物質含有量調査へのご協力体制(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外)

製品に含有する化学物質調査に対して回答していただけること。

4 . 製品へ要求する必須条件(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外)

生産材(NECDS製品に組み込まれるユニット、部品、部材)については、調達する製品そのものの環境負荷低減が必要となります。

環境汚染や人の健康障害の防止には、製品の使用時、廃棄・処分時に有害な物質が放出されることがないように、適正な処置を施す必要があります。環境や人の健康に被害を与える恐れのある物質について、生産材への非含有により、弊社でのグリーン製品設計推進、廃棄処分の更なる適正化を図ることを目的としています。次の内容を満足した生産材を調達させていただきます。

含有禁止物質および条件付き含有禁止物質の非含有

NECDSが指定する含有禁止物質および条件付き含有禁止物質を製品に含有していないこと。

(詳細内容は第7項の(1)の)

5 . グリーン調達品の定義

(1) NECDS 製品に組み込まれる調達品(ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外)

NECDS 製品に組み込まれるユニット、部品、部材については、3 項の必須条件を満足したお取引先様から調達し、4 項の必須条件を満足した製品を「グリーン調達品」とします。

(2) その他の調達品

薬品、ガス、設備、ソフト、サービスについては、お取引先様の環境経営姿勢評価を重視いたします。なお、薬品、ガス、設備については、今後とも、調達時の事前評価（化学物質事前評価、設備事前評価）により、環境面の評価を行ってまいります。また、ソフト、サービス等の無形の調達品につきましては、環境経営姿勢の高いお取引先様からの調達により、全体の環境負荷低減につながると考えます。

よって、3 項の環境管理システムを構築していただいたお取引先様からの調達品を「グリーン調達品」とします。

6 . お取引先様の評価内容

(1) 環境管理システムの構築（必須条件）

製品の最終生産または包装を行っている工場、オフィスにおいて、環境管理システム（EMS）を構築してください。EMS は国際規格 ISO 14001、EMAS（EU「環境管理・監査スキーム」）、その他の第三者認証 [KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）、エコアクション 21（環境省）、エコステージ等] の取得が望まれます。自社構築の場合は、以下の 6 項目を含んだ環境管理システムを構築してください。

環境方針の策定

環境管理責任者と環境管理組織体制の設置

環境関連法規制の把握と遵守

環境目的、目標、計画の策定と実施

従業員に対する環境教育の実施

法遵守状況、及び環境活動状況の定期的な確認

なお、製品設計ならびに生産会社につきましては、含有化学物質管理の状況につき、確認させていただきます。

(2) 製造工程で使用する環境影響物質(ソフト・サービス会社等製造工程が無い場合は対象外)
 製造工程で使用する環境影響物質について、以下の の区分に従い管理してください。
 環境影響物質の指定は表1によります。

使用禁止物質 : 法規制等により、製品の製造工程において使用を禁止する物質。

NECDSでは本物質を製品の製造に使用しているお取引先様からは、原則として購入をいたしません。(必須条件) 冷媒または消火用途は対象外とします。

使用回避物質 : 自主的な目標を設定していただき、製品の製造工程において使用を回避または削減するように努めるべき物質。本物質を製品の製造に使用しているお取引先様は、全廃に向け削減努力をしていただくよう、よろしくお願いたします。

表1 製造工程で使用する環境影響物質

分類	No.	物質名	適用法令等
使用禁止物質	1	CFC	モントリオール議定書 オゾン層保護法
	2	1,1,1-トリクロロエタン	
	3	四塩化炭素	
	4	ハロン	
	5	HBFC	
	6	臭化メチル	モントリオール議定書 (2005年~全廃) ^(注)
使用回避物質	7	HCFC	モントリオール議定書 (2020年~全廃) ^(注)
	8	トリクロロエチレン	水質汚濁防止法
	9	テトラクロロエチレン	
	10	塩化メチレン	

(注) : モントリオール議定書における、先進国規制スケジュール(1998年12月)

(3) 製品環境アセスメントの実施(ソフト・サービス会社等ハード製品設計が無い場合は対象外)
 製品の設計を実施している場合は、その設計段階において、環境に関する製品アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めてください。

製品環境アセスメントとは、環境保全に配慮した、省資源、省エネルギー製品を世の中に提供するために、地球温暖化、資源循環、環境影響物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した事前評価を行うことです。具体的には、第7項の内容を製品の設計段階で評価を行ってください。

(4) 地球環境保全への取り組み

地球環境保全への取り組みとして、下記の項目について取り組んでください。

地球温暖化物質の削減および全廃

廃棄物の排出量削減

化学物質の管理

資源消費量の削減

包装・梱包材の環境負荷削減

環境評価の実施（大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等）

(5) グリーン調達の実施

グリーン調達基準を設定し製品の部品や部材に対して、グリーン調達を実施してください。

(6) 情報開示

製品の環境情報や、環境保全の取り組み状況などを積極的に開示してください。

7. 製品の評価内容（ソフト会社等ハード製品を納入しない場合は対象外）

(1) 製品に含有する環境影響物質

製品に含有する環境影響物質^(注1)について、以下の 2 の区分に従い管理してください。

環境影響物質の指定は表2によります。

含有禁止物質および条件付き含有禁止物質（必須条件）：

国内外の法規制またはNECDSの自主規制により、製品に含有することを禁止している物質です。NECDSでは本物質を含有している製品については、原則として購入いたしません。

また、条件付き含有禁止物質については、個別の条件を遵守して下さい。

[引用基準：製品含有化学物質の調達制限に関する基準

(文書番号：EKSS-011)]

なお、条件付き含有禁止物質の含有制限に関しては、対象外の製品もありますので、図面または仕様書の指定確認または発注元への内容確認をお願いします。

含有管理物質：製品中の含有量を管理すべき物質です。製品に含有する場合には、取引に際し物質の種類と含有量を提示して頂きます。NECDSでは自社製品への使用量を管理するとともに、法規制や環境動向をみて必要に応じ、回避または削減していく方針です。

(注1) 環境影響物質とは：

NECDSの定義では、環境や人の健康に影響を与える可能性のある物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質をいいます。なお、本物質リストは、「グリーン調達調査共通化協議会（以下、JGPSSIという）」にて定めた化学物質に準拠しています。

表2. 製品に含有する環境影響物質

分類	No	物質群名	全廃期	備考
含有禁止物質	1	PCB (ポリ塩化フェニル)	即日	
	2	ポリ塩化ナフタレン (塩素数3以上)	即日	
	3	ビス(トリブチルすず) = オキシド	即日	
	4	トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物	即日	
	5	アスベスト類	即日	
	6	短鎖型塩化パラフィン (炭素数: 10~13、塩素含有量: 50wt%)	即日	
	7	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書対象物質: クラス)	即日	
条件付き含有禁止物質	8	カドミウム及びその化合物	即日	
	9	鉛及びその化合物	即日	
	10	水銀及びその化合物	即日	
	11	六価クロム化合物	即日	
	12	PBB (ポリ臭化フェニル)	即日	
	13	PBDE (ポリ臭化ジフェニル)	即日	
	14	ニッケル及びその化合物 (対象: 人体接触部位)	即日	
	15	アゾ染料 (対象: 人体接触部位)	即日	
含有管理物質	16	アンチモン及びその化合物		
	17	ヒ素及びその化合物		
	18	ベリリウム及びその化合物		
	19	ビスマス及びその化合物		
	20	セレン及びその化合物		
	21	臭素系難燃剤 (PBBおよびPBDE以外)		
	22	フタル酸エステル		
	23	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書対象物質: クラス)		
	24	ポリ塩化ビニル		
	25	放射性物質		

1) 含有禁止物質ならびに条件付き含有禁止物質の詳細条件につきましては、引用基準の「製品含有化学物質の調達制限に関する基準 (文書番号: EKSS-011) をご参照願います。

2) 各物質群の具体的な物質名、化学式、背景となる法規制等につきましては、JGPSSI発行のガイドライン、マニュアル等をご参照願います。

(2) 省資源、省エネルギー -

できるだけ少ない資源やエネルギーで製造され、また流通段階や使用中に資源やエネルギー消費量が少ない設計をお願いします。

使用時及び待機時の消費電力が少ないこと

小型、軽量化が図られていること

希少資源の使用量が少ないこと

(3) 長期使用可能

長期間の使用が可能で、またユニット等については修理や部品交換が容易な設計をお願いします。

(4) 再使用部品、再生素材の利用

可能な限り、再使用部品や再生素材を使用してください。

(5)リサイクルの容易性

リサイクルしやすい素材を使用し、使用素材毎に分離・分解が容易な設計がなされ、原料としてリサイクルが可能な設計をお願いします。

(6)プラスチック材料名表示

プラスチック材料からなる25g以上の成型部品は、以下のJIS規格に従った材料名の記号を表示してください。また、25g未満の場合でも可能な限り表示してください。

- ・JIS K 6899 (ISO1043-1)「プラスチック - 記号 - 第1部：基本重合体およびそれらの特性」
- ・JIS K 6899 - 2 (ISO1043-2)「プラスチック - 記号 - 第2部：充填材および強化材」
- ・JIS K 6999 (ISO11469)「プラスチック - プラスチック製品の識別と表示」

8. グリーン調達の運用について

グリーン調達の運用は以下の通りです。

(1) お取引先様単位での調査

- 1) グリーン調達の基準に基づき、製品および環境保全の経営姿勢についての情報を提供していただきます。
- 2) 環境管理システム構築等の環境経営全般について、確認させていただきます。
- 3) 「製造工程での使用禁止物質」(表1参照)につきましては、不使用の確認をさせていただきます。
- 4) 「含有禁止物質」ならびに「条件付き含有禁止物質」(表2参照)につきましては、非含有を確認させていただきます。
- 5) 「製品含有の環境影響物質」(表2参照)につきましては、含有量等の詳細物質調査への回答に応じることが可能か確認させていただきます。

(2) 製品単位での調査

- 1) 製品含有の環境影響物質(表2参照)につきましては、含有量の確認をさせていただきます。NECDSはすべての取引対象製品に関する製品環境影響物質の調査依頼を行います。
- 2) お取引先様は、上記調査依頼に基づく調査結果を「化学物質含有量調査票」にてNECDSへご提出いただきます。

〔注意〕

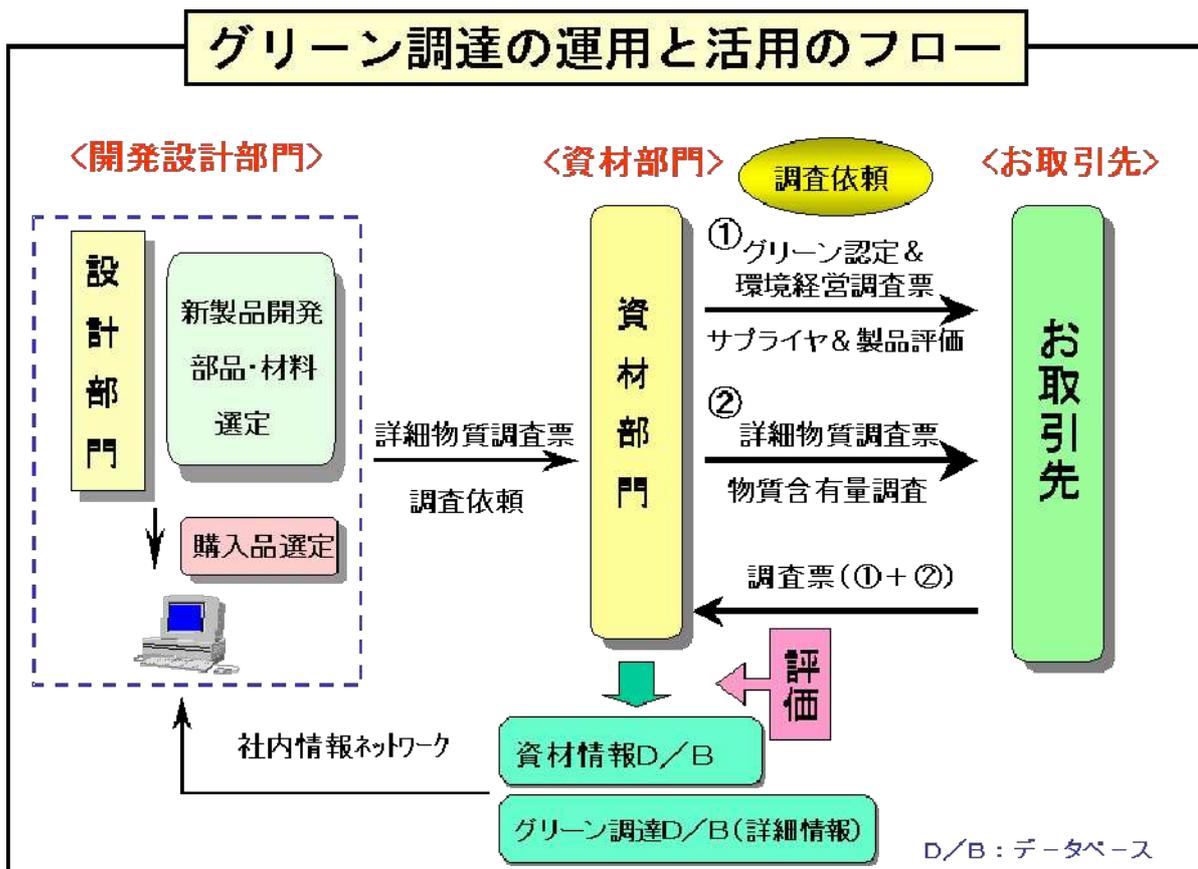
- ・「化学物質含有量調査票」は、原則グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)の定めたフォーマットを使用させていただきます。
 - ・NECDSでは、「オゾン層破壊物質」を「含有禁止物質」と、「含有管理物質」に分けて管理しています(表2 No7, No23参照)。ただし、環境影響物質の調査を行う場合は特に指定しない限りJGPSSIフォーマットを使用し、24物質群として調査を行います。
- 3) 製品に含有する環境影響物質については、原則として該当製品の取引開始時点で提出をお願いします。

(3) 調査票の回答内容に変更があった場合には、変更内容を回答先に提出していただくようお願いいたします。

(4) なお、必要に応じ基本契約、覚え書き、購入仕様書等でグリーン調達に関する条項を個別に盛り込ませていただく場合があります。その場合は個別仕様を優先させていただきます。

(5) NECDSでは、ご提供いただいた情報をもとに、よりグリーンな製品を選定・調達させていただきます。

(6) ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮いたします。



注) なお、図中の「詳細物質調査票」については、設計部門より直接調査依頼することもあります。

以下、改版履歴

第2版の主な改訂内容(2005年3月)

・お取引先様の評価内容(1)環境管理システムに以下の変更。

第3者認証にエコアクション21(環境省)、エコステージを追加。

自主構築基準の、の文言変更

- ・ソフト及びサービス会社の対象外部分を注記
- ・含有物質管理の重要性を明記
- ・製造工程禁止物質追加(回避物質から移行:臭化メチル)
- ・含有物質基準を改定(対象物質、カテゴリー分け等)
- ・含有物質基準については、「含有物質調達制限基準」やJGPS S Iガイドラインを引用(重複箇所は削除)
- ・RoHS適合調査の実施を明記
- ・発行元組織名称の変更

第3版の主な改訂内容(2007年8月)

・社名および通称を変更

「NECビューテクノロジー株式会社」「NECディスプレイソリューションズ株式会社」

「NVT」「NDS」

・発行元部門名を変更

第4版の主な改訂内容(2008年01月)

・社名通称を変更

「NDS」「NECDS」

- ・6項(1)環境整備に関する期限を削除(2005年3月まで、2ヶ所)
- ・8項(2)に調査をJGPS S Iファイルにて実施する旨記載。
- ・8項(6)に「詳細物質調査票」依頼方法の補足文追加。

【発行元】

NECディスプレイソリューションズ株式会社

〒258-8533 神奈川県足柄上郡大井町西大井 686-1

改版 2008年01月